

政令第三百三十四号

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十九号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（防衛省組織令の一部改正）

第一条 防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 本省

第一節 秘書官（第一条）

第二節 内部部局

第一款 大臣官房及び局（第二条―第九条）

第二款 特別な職の設置等（第十条―第十条の四）

第三款 課の設置等

第一目 大臣官房（第十一条―第十七条）

第二目 防衛政策局（第十八条―第二十五条）

第三目 整備計画局（第二十六条―第三十二条）

第四目 人事教育局（第三十三条―第三十九条）

第五目 地方協力局（第四十条―第五十条）

第三節 審議会等（第五十一条）

第四節 施設等機関（第五十二条）

第五節 特別の機関

第一款 幕僚監部

第一目 統合幕僚監部（第五十三条―第七十四条）

第二目 陸上幕僚監部（第七十五条―第一百五条）

第三目 海上幕僚監部（第一百六条―第一百三十四条）

第四目 航空幕僚監部（第三百三十五条―第三百六十一条）

第二款 防衛監察本部（第三百六十二条―第三百六十五条）

第六節 地方支分部局（第三百六十六条―第三百六十九条）

## 第二章 防衛装備庁

第一節 特別な職（第三百七十條）

### 第二節 内部部局

第一款 長官官房及び部の設置等（第三百七十一条―第三百七十九条）

第二款 課の設置等

第一目 長官官房（第三百八十条―第三百八十六条）

第二目 装備政策部（第三百八十七条―第三百九十条）

第三目 プロジェクト管理部（第三百九十一条―第三百九十五条）

第四目 技術戦略部（第三百九十六条―第三百九十九条）

第五目 調達管理部（第二百条―第二百三条）

第六目 調達事業部（第二百四条―第二百十一条）

第三節 審議会等（第二百十二条）

第四節 施設等機関（第二百十三条―第二百二十二条）

第三章 補則（第二百二十三条―第二百二十五条）

附則

第一章及び第二章の章名、同章第一節から第三節までの節名、同節第一款から第六款までの款名、第三章から第五章までの章名、同章第一節の節名、同節第一款から第四款までの款名、同章第二節から第四節までの節名並びに第六章の章名を削る。

第一条の前に次の章名及び節名を付する。

第一章 本省

第一節 秘書官

「運用企画局

「整備計画局

第二条中「防衛省」を「本省」に、「五局」を「四局」に、人事教育局を  
に改め、

経理装備局」

人事教育局」

同条の前に次の節名及び款名を付する。

## 第二節 内部部局

### 第一款 大臣官房及び局

第五条第十号中「総合調整」の下に「（法第八条第七号に規定する総合調整を含む。第十三条第六号において同じ。）」を加え、同条第十二号中「防衛政策局」を「整備計画局」に改め、同条中第二十四号を第三十四号とし、第二十一号から第二十三号までを十号ずつ繰り下げ、第二十号を第二十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十九 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（以下「相互防衛援助協定」という。）の実施に係る円資金の提供並びに需品及び役務（労務を除く。）の調達、提供及び管理に関すること。

三十 特別調達資金（特別調達資金設置令（昭和二十六年政令第二百五号）第一条に規定する特別調達資金をいう。第十五条第八号において同じ。）の経理に関すること。

第五条中第十九号を第二十七号とし、第十八号を第二十六号とし、第十七号の次に次の八号を加える。

十八 防衛省の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

十九 装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品（第十六条第二号、第一百六十六条第二項及び第二章において「装備品等」という。）の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する業務の監査に関すること。

二十 防衛省所管の物品の管理の基本に関すること。

二十一 内部部局所属の行政財産及び物品の管理の実施に関すること。

二十二 東日本大震災復興特別会計の経理のうち防衛省の所掌に係るものに関すること。

二十三 東日本大震災復興特別会計に属する物品の管理のうち防衛省の所管に係るものの基本に関すること。

二十四 内部部局所属の建築物の営繕に関すること。

二十五 庁内の管理に関すること。

第六条第二号を次のように改める。

二 自衛隊の行動の基本に関すること（整備計画局の所掌に属するものを除く。）。

第六条第三号中「第四号」を「第三号」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同条第五号中「第四十四条第二項」を「第五十二条第二項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 自衛隊の部隊訓練の基本に関すること。

第七条を次のように改める。

(整備計画局の所掌事務)

第七条 整備計画局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自衛官、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の定員並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関の組織、編成、装備及び配置の基本に関すること。
- 二 防衛省の情報システムの整備及び管理に関すること。
- 三 指揮通信その他の防衛省の通信の基本に関すること。
- 四 防衛省の使用する電波の監理の基本に関すること。
- 五 自衛隊の行動の基本に関する事務のうち、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する

法律（平成十六年法律第百十四号）第十七条第一項に規定する電波の利用指針及び同法第二十一条に規定する特定公共施設等の利用に関する指針（同法第十七条の規定に係るものに限る。）に係る防衛省の所掌事務に関する調整に関すること。

六 防衛省所管の国有財産の管理の基本に関すること。

七 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分のうち防衛省の所掌に係るものの基本に関すること。

八 自衛隊の施設の取得及び管理に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。

九 自衛隊の施設並びに条約に基づいて日本国にある外国軍隊（以下「駐留軍」という。）の使用に供する施設及び区域の取得に係る実施計画の総括に関すること。

十 建設工事の計画の承認に関すること。

十一 建設工事の入札及び契約の適正化に関すること。

十二 建設工事の実施に関すること。

十三 防衛の用に供する施設の建設工事に関する技術的な調査及び研究に関すること。



十四 土木工事及び通信工事の施行の受託及び実施の基本に関すること。

十五 防衛省所管の建築物の営繕に関する事務の総括に関すること。

第八条第十七号中「（以下「調達等」という。）」を削る。

第九条を削る。

第九条の二第二号中「経理装備局」を「整備計画局」に改め、同条第三号中「条約に基づいて日本国にある外国軍隊（以下「駐留軍」という。）」を「駐留軍」に、「経理装備局」を「整備計画局」に改め、同条第十一号中「第四十二条の十」を「第四十八条」に改め、同条第十五号中「以下」を「第四十五条第四号において」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の款名を付する。

#### 第二款 特別な職の設置等

第十条の三の見出し及び同条第一項中「技術監」を「施設監」に改め、同条第三項中「技術監」を「施設監」に、「技術に」を「施設に」に改める。

第十条の四第一項中「二人」を「四人」に改め、同条の次に次の款名及び目名を付する。

#### 第三款 課の設置等

第一目 大臣官房

「広報課

第十一条中「四課」を「六課」に、「広報課」を 会計課 に改める。

「監査課」

第十三条の二第三号中「防衛政策局」を「整備計画局」に改める。

第三十条から第四十二条までを削る。

第二十九条の三第二号中「調達等」を「調達、補給及び管理」に改め、同条を第三十九条とし、第二十九条の二を第三十八条とし、第二十五条から第二十九条までを八条ずつ繰り下げ、第二十一条から第二十四条の二までを削る。

第二十条第一号を次のように改める。

一 第十九条第二号及び第三号並びに第二十条第一号に掲げる事務、第二十一条に規定する事務並びに第二十二号各号、前条第一号及び第二号、第二十七条第二号並びに第二十八条第二号（指揮通信の基

本に係る部分に限る。）及び第四号に掲げる事務に必要な情報の収集整理に関すること。

第二十条を第二十四条とし、同条の次に次の一条、一目及び目名を加える。

(訓練課の所掌事務)

第二十五条 訓練課は、自衛隊の部隊訓練の基本に関する事務をつかさどる。

第三目 整備計画局

(整備計画局に置く課等)

第二十六条 整備計画局に、次の三課並びに施設整備官一人、提供施設計画官一人及び施設技術管理官一人を置く。

防衛計画課

情報通信課

施設計画課

(防衛計画課の所掌事務)

第二十七条 防衛計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 整備計画局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 自衛官、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の定員並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関の組織、編成、装備及び配置の基本に関すること。

三 防衛政策局及び整備計画局の所掌事務に必要な数理的分析評価に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、整備計画局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(情報通信課の所掌事務)

第二十八条 情報通信課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛省の情報システムの整備及び管理に関すること（施設計画課の所掌に属するものを除く。）。

二 指揮通信その他の防衛省の通信の基本に関すること。

三 防衛省の使用する電波の監理の基本に関すること。

四 自衛隊の行動の基本に関する事務のうち、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する

法律第十七条第一項に規定する電波の利用指針及び同法第二十一条に規定する特定公共施設等の利用に関する指針（同法第十七条の規定に係るものに限る。）に係る防衛省の所掌事務に関する調整に関すること。

(施設計画課の所掌事務)

第二十九条 施設計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自衛隊の施設の取得に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二 整備計画局の所掌事務に係る建設工事に関する事務の総括に関すること。
- 三 建設工事の計画の承認に関すること。
- 四 建設工事の入札及び契約の適正化に関すること。
- 五 建設工事に関する情報システムの整備及び管理に関すること。

(施設整備官の職務)

第三十条 施設整備官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛省所管の国有財産の管理の基本に関すること。
- 二 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分のうち防衛省の所掌に係るものの基本に関すること。
- 三 自衛隊の施設の管理に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。

- 四 自衛隊の施設の取得に係る実施計画の総括に関すること。
- 五 自衛隊の施設の建設工事の実施に関すること（施設技術管理官の所掌に属するものを除く。）。
- 六 土木工事及び通信工事の施行の受託及び実施の基本に関すること。
- 七 防衛省所管の建築物の営繕に関する事務の総括に関すること。

（提供施設計画官の職務）

第三十一条 提供施設計画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得に係る実施計画の総括に関すること。
- 二 駐留軍の使用に供する施設及び区域の建設工事の実施に関すること（施設技術管理官の所掌に属するものを除く。）。
- 三 第七条第十号に掲げる事務に係る建設技術に関する事務に関すること（駐留軍の使用に供する施設及び区域に係るものに限る。）。

（施設技術管理官の職務）

第三十二条 施設技術管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第七条第八号、第十号及び第十一号に掲げる事務に係る建設技術に関すること（提供施設計画官の所掌に属するものを除く。）。

二 建設工事に関する技術基準及び積算基準に関すること。

三 防衛の用に供する施設の建設工事に関する技術的な調査及び研究に関すること。

#### 第四目 人事教育局

第十九条を削り、第十八条を第二十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（運用政策課の所掌事務）

第二十三条 運用政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自衛隊の行動の基本に関すること（整備計画局の所掌に属するものを除く。）。

二 防衛出動に関する計画の基本に関すること。

三 自衛隊の行動及び部隊訓練の基本に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

第十七条を第二十一条とする。

第十六条第二号中「並びに日米防衛協力課及び国際政策課」を「及び他課」に改め、同条中第四号及び

第五号を削り、第六号を第四号とし、同条第七号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第八号を同条第六号とし、同条を第十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(戦略企画課の所掌事務)

第二十条 戦略企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛及び警備に関する中長期的な見地からの政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 防衛政策局の所掌事務に係る諸制度の総合的な調査及び研究に関すること。
- 三 防衛研究所が行う第五十二条第二項に規定する調査研究に関すること並びに防衛研究所の管理及び運営一般に関すること。

「戦略企画課

「日米防衛協力課

日米防衛協力課

国際政策課

国際政策課

第十五条中「五課」を「七課」に、

防衛計画課

を

運用政策課

に改め、同条を第十八条

調査課

」

調査課



とする。

第十四条の二を第十七条とし、同条の次に次の目名を付する。

第二目 防衛政策局

第十四条の次に次の二条を加える。

(会計課の所掌事務)

第十五条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛省の所掌に係る経費及び収入の予算及び会計に関すること。
- 二 防衛省の所掌に係る経費及び収入の決算の作成に関すること。
- 三 内部部局所属の行政財産及び物品の管理の実施に関すること。
- 四 東日本大震災復興特別会計の経理のうち防衛省の所掌に係るものに関すること。
- 五 内部部局所属の建築物の営繕に関すること。
- 六 庁内の管理に関すること。

七 相互防衛援助協定の実施に係る円資金の提供並びに需品及び役務（労務を除く。）の調達、提供及び管理に関すること。

八 特別調達資金の経理に関すること。

（監査課の所掌事務）

第十六条 監査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛省の所掌に係る経費及び収入の決算（会計課の所掌に属するものを除く。）及び会計の監査に  
関すること。

二 装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する業務の監査に関すること。

三 防衛省所管の物品の管理の基本に関すること。

四 東日本大震災復興特別会計に属する物品の管理のうち防衛省の所掌に係るものの基本に関すること。

第四十二条の二を第四十条とし、同条の前に次の目名を付する。

第五目 地方協力局

第四十二条の三を第四十一条とし、第四十二条の四を第四十二条とする。

第五十六条から第二百六条までを削り、第五十五条の五を第六十一条とし、第五十五条の四を第六十条とし、第五十五条の三を第五十九条とし、第五十五条の二を第五十八条とし、第五十三から第五十五条までを削る。

第五十二条第三号中「航空装備品等」の下に「及び航空装備品等に関する役務の調達（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）並びに航空装備品等」を加え、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 航空装備品等及び航空装備品等に関する役務の調達計画（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）及び防衛装備庁に対する調達要求に関すること。

第五十二条を第五十七条とする。

第五十一条第一号中「第六十三条第三項第二号」を「第七十三条第三項第二号」に改め、同条第二号中「航空機、装備品及び食糧その他の需品（以下この款において「航空装備品等」という。）を「航空装備品等」に改め、同条中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第一号に掲げるもののほか、航空装備品等及び航空装備品等に関する役務の調達計画の総合調整及び防衛装備庁に対する調達要求の総合調整に関すること。

第二百五十一条第六号を次のように改める。

六 航空装備品等の研究改善並びに制式及び規格に関すること（首席衛生官の所掌に属するものを除く）。

第二百五十一条中第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 航空装備品等の技術資料の収集及び整理に関すること。

八 航空装備品等の取扱いに関する技術指導に関すること。

第二百五十一条を第二百五十六条とする。

第二百五十条（見出しを含む。）中「装備部」を「装備計画部」に改め、同条を第二百五十五条とし、第四百九条を第二百五十四条とする。

第四百四十八条第一号中「第四十九条第十五号」を「第五十八条第二十二号」に、「同条第十三号、第五十条第二号、第五十二条第五号、第五十三条第二号、第五十三条の二第一号、第五十九条第一号及び第六

十三条第三項第二号」を「同条第十二号及び第十七号、第六十条第五号、第六十一条第二号、第六十二条第一号、第六十八条第一号並びに第七十三条第三項第二号」に改め、同条を第五百五十三条とし、第四百四十七条を第五百五十二条とする。

第四百四十六条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条を第五百五十一条とし、第四百四十五条を第五百五十条とする。

第四百四十四条に次の一号を加える。

四 防衛装備庁に対する航空機、装備品及び食糧その他の需品（以下この目において「航空装備品等」という。）の技術研究及び技術開発の要求に関すること。

第四百四十四条を第四百四十九条とし、第三百三十六条から第四百四十三条までを五条ずつ繰り下げる。

第三百三十五条第二号中「（装備施設本部の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条を第四百四十条とし、第三百三十四条を第三百三十九条とし、第三百三十三条を第三百三十八条とする。

「装備部

第三百三十二条中「六部」を「五部」に、

技術部」

を「装備計画部」に改め、同条を第三百三十七条とす

る。

第三百三十一条中「この款」を「この目」に改め、同条を第三百三十六条とする。

第三百三十条中「この款」を「この目」に改め、同条を第三百三十五条とする。

第三百二十九条を第三百三十四条とし、同条の次に次の目名を付する。

#### 第四目 航空幕僚監部

第二百二十八条を第三百三十三条とし、第二百二十五条から第二百二十七条までを五条ずつ繰り下げ、第二百二十二条から第二百二十四条までを削る。

第二百二十一条第二号中「装備施設本部」を「防衛装備庁」に改め、同条第三号中「（装備施設本部の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条に次の一号を加える。

五 航空機等及び航空機等に関する需品等の研究改善並びに制式及び規格に関すること（教育課、施設課及び首席衛生官の所掌に属するものを除く。）。

第二百二十一条を第二百二十九条とする。

第二百二十条第三号中「装備施設本部」を「防衛装備庁」に改め、同条第四号中「（装備施設本部の所掌

に属するものを除く。」を削り、同条に次の一号を加える。

七 海上装備品等の研究改善並びに制式及び規格に関すること（他課及び首席衛生官の所掌に属するものを除く。）。

第二百二十条を第二百二十八条とする。

第一百九条第一号中「第六十三条第三項第二号」を「第七十三条第三項第二号」に改め、「規定する計画」の下に「（保健衛生及び施設に係るものを除く。）」を加え、同条第二号中「装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品（以下この款において「海上装備品等」という。）」を「海上装備品等」に改め、同条第五号中「この条」の下に「及び第二百二十九条第五号」を加え、同条第六号中「装備施設本部」を「防衛装備庁」に改め、同条第十一号中「（装備施設本部の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条を第二百二十七条とする。

第一百八条（見出しを含む。）中「装備部」を「装備計画部」に改め、同条を第二百二十六条とし、第一百七条を第二百二十五条とし、第一百六条を第二百二十四条とし、第一百五條を第二百二十三条とする。

第一百四条中「第六号」を「第五号」に改め、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から

第八号までを一号ずつ繰り上げ、同条を第二百二十二条とする。

第一百三十三条第一号中「第四十九条第十五号」を「第五十八条第二十二号」に、「同条第十三号、第五十条第二号、第五十二条第五号、第五十三条第二号、第五十三条の二第一号、第五十九条第一号及び第六十条第三項第二号」を「同条第十二号及び第十七号、第六十条第五号、第六十一条第二号、第六十二条第一号、第六十八条第一号並びに第七十三条第三項第二号」に改め、同条を第二百二十一条とする。

第一百十二条に次の二号を加える。

五 装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品（以下この目において「海上装備品等」という。）の研究改善の総合調整に関すること。

六 防衛装備庁に対する海上装備品等の技術研究及び技術開発の要求に関すること。

第一百十二条を第二百十条とし、第一百一十一条を第十九条とし、第一百十条を第一百八条とする。

第九条第三号中「第一百九条第六号」を「第二百二十七条第六号」に改め、同条を第一百七十七条とし、第一百八条を第一百六条とし、第一百四十一条から第一百七十一条までを八条ずつ繰り下げる。

第一百三十三条第二号中「（装備施設本部の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条を第一百十一条とし、



第二百二条を第一百十条とし、第一百一条を第一百九条とする。

「装備部

第一百条中「六部」を「五部」に、

技術部」

を「装備計画部」に改め、同条を第一百八条とする。

第九十九条中「この款」を「この目」に改め、同条を第一百七条とする。

第九十八条中「この款」を「この目」に改め、同条を第一百六条とする。

第九十七条の二を削り、第九十七条を第一百五条とし、同条の次に次の目名を付する。

### 第三目 海上幕僚監部

第九十六条を第一百四条とし、第九十五条を第一百三条とし、第九十四条を第二百二条とする。

第九十三条第四号中「統合幕僚監部及び装備施設本部」を「統合幕僚監部」に、「装備施設本部」を

「防衛装備庁に」に改め、同条を第一百一条とし、第九十二条を第一百条とし、第九十一条を第九十九条とし

、第九十条を第九十八条とし、第八十七条から第八十九条までを削る。

第八十六条第二号中「統合幕僚監部及び装備施設本部」を「統合幕僚監部」に、「装備施設本部」を

「防衛装備庁に」に改め、同条を第九十七条とする。

第八十五条第一号中「いう。」の下に「並びに施設器材」を加え、同条第二号中「及び通信器材等」を「及び施設器材並びにこれら」に、「統合幕僚監部及び装備施設本部」を「統合幕僚監部」に、「装備施設本部」を「防衛装備庁」に改め、同条を第九十六条とする。

第八十四条第二号中「統合幕僚監部及び装備施設本部」を「統合幕僚監部」に、「装備施設本部」を「防衛装備庁」に改め、同条を第九十五条とする。

第八十三条第一号中「第六十三条第三項第二号」を「第七十三条第三項第二号」に改め、同条第三号中「装備施設本部」を「防衛装備庁」に改め、同条中第七号を第十一号とし、第六号の次に次の四号を加える。

七 食糧その他の需品（衛生資材を除く。以下この条において同じ。）の補給、保管及び整備に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）。

八 需品及び需品に関する役務の調達（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）及び防衛装備庁に対する調達要求に関すること。

九 職員の給養に関すること。

十 需品の取扱いに関する技術指導に関すること。

第八十三条を第九十四条とする。

第八十二条の見出し中「装備部」を「装備計画部」に改め、同条中「装備部」を「装備計画部」に、「

「航空機課

六課」を「四課」に、需品課 を「航空機課」に改め、同条を第九十三条とする。

施設課」

第八十一条に次の四号を加える。

九 陸上装備品等の研究改善の計画及びその実施の調整に関すること。

十 防衛装備庁に対する陸上装備品等の技術研究及び技術開発の要求に関すること。

十一 前二号に掲げるもののほか、陸上装備品等の研究改善に関すること（衛生部の所掌に属するものを除く。）。

十二 陸上装備品等の制式及び規格に関すること（衛生部の所掌に属するものを除く。）。

第八十一条を第九十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(施設課)

第九十二条 施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 施設の取得及び建設の計画に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）。
- 二 施設の管理に関すること。
- 三 土木工事の施行の受託及び実施に関すること。
- 四 施設技術に関すること。

第八十条を第九十条とする。

第七十九条中「二課」を「三課」に、「情報通信・研究課」を「情報通信・研究課  
施設課」に改め、同条を第

八十九条とし、第七十八条を第八十八条とする。

第七十七条第一号中「第四十九条第十五号」を「第五十八条第二十二号」に、「同条第十三号、第五十条第二号、第五十二条第五号、第五十三条第二号、第五十三条の二第一号、第五十九条第一号及び第六十条第三項第二号」を「同条第十二号及び第十七号、第六十条第五号、第六十一条第二号、第六十二条第

一号、第六十八条第一号並びに第七十三条第三項第二号」に改め、同条を第八十七条とし、第七十六条を第八十六条とし、第七十条から第七十五条までを十条ずつ繰り下げる。

第六十九条第五号中「、警務管理官及び開発官」を「及び警務管理官」に改め、同条を第七十九条とし、第六十八条を第七十八条とする。

第六十七条中「装備部」を「装備計画部」に改め、同条を第七十七条とする。

第六十六条中「この款」を「この目」に改め、同条を第七十六条とする。

第六十五条中「この款」を「この目」に改め、同条を第七十五条とする。

第六十四条を第七十四条とし、同条の次に次の目名を付する。

#### 第二目 陸上幕僚監部

第六十三条を第七十三条とし、第六十二条を第七十二条とし、第六十一条を第七十一条とし、第六十条を第六十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

#### (参事官)

第七十条 幕僚監部に、参事官一人を置く。

2 参事官は、事務官をもつて充てる。

3 参事官は、防衛大臣の定めるところにより、幕僚監部の所掌事務の適正かつ円滑な遂行を図る見地から、幕僚監部の所掌事務に関する重要事項に係る方針及び計画の立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

第五十九条第二号中「第五十三条の二第二号」を「第六十二条第二号」に改め、同条を第六十八条とし、第五十八条を第六十七条とし、第五十四条から第五十七条までを九条ずつ繰り下げ、第五十三条の二を第六十二条とし、第五十一条から第五十三条までを八条ずつ繰り下げ、第五十条を削る。

第四十九条第四号中「及び幕僚副長」を「幕僚副長及び総括官」に改め、同条第五号中「各部」の下に「参事官」を加え、同条第十一号中「（連絡調整課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条中第二十号を第二十六号とし、第十九号を削り、第十八号を第二十五号とし、同条第十七号中「（装備施設本部の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条を同条第二十四号とし、同条中第十六号を第二十三号とし、第十五号を第二十二号とし、第十四号を第十九号とし、同条の次に次の二号を加える。

二十 幕僚監部の職員の災害補償に関すること。

二十一 幕僚監部の職員の福利厚生に関すること。

第四十九条中第十三号を第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八 捕虜等の取扱いに関する計画に関すること。

第四十九条中第十二号を第十六号とし、第十一号の次に次の四号を加える。

十二 行動の計画に関し必要な職員の人事及び補充の計画に関すること。

十三 前号に掲げるもののほか、幕僚監部の職員の任免、給与、分限、懲戒、服務、規律その他の人事に関すること。

十四 幕僚監部の礼式、服制、旗章及び標識に関すること。

十五 幕僚監部の職員の表彰に関すること。

第四十九条を第五十八条とし、第四十八条を削り、第四十七条を第五十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(総務部の分課)

第五十七条 総務部に、総務課を置く。

第四十六条中「この款」を「この目」に改め、同条を第五十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(総括官)

第五十五条 幕僚監部に、総括官一人を置く。

2 総括官は、事務官をもつて充てる。

3 総括官は、防衛大臣の定めるところにより、幕僚監部の所掌事務の適正かつ円滑な遂行を図る見地から、幕僚監部の所掌事務に関する重要事項に係る方針及び計画の立案に参画し、並びに幕僚監部の所掌事務に関する重要事項の調整に関する事務を総括整理する。

第四十五条中「この款」を「この目」に改め、同条を第五十三条とする。

第四十四条第一項中「防衛省」を「本省」に改め、同条第五項中「第四条第三十二号」を「第四条第三十三号」に改め、同条を第五十二条とし、同条の次に次の節名、款名及び目名を付する。

第五節 特別の機関

第一款 幕僚監部

第一目 統合幕僚監部



第四十三条から第四十三条の三までを削り、第四十二条の十二を第五十条とし、同条の次に次の一節及び節名を加える。

### 第三節 審議会等

#### (防衛人事審議会)

第五十一条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、防衛人事審議会を置く。

2 防衛人事審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自衛隊法、防衛省の職員の給与等に関する法律第三十条及び国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二十四条第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項並びに自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第八十七条の十第一項及び第二項、防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）並びに防衛省と民間企業との間の交流基準を定める政令（平成十二年政令第三百八十九号）第六条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

二 自衛隊法第三十一条第五項の規定により防衛大臣が定めることとされている隊員の人事管理に關す

る基準のうち隊員の能率に関するものについて調査審議し、及びこれに関し、必要に応じ防衛大臣に對して意見を述べること。

3 前項に定めるもののほか、防衛人事審議会に関し必要な事項については、防衛人事審議会令（平成十二年政令第二百六十一号）の定めるところによる。

#### 第四節 施設等機関

第四十二条の十一を第四十九条とし、第四十二条の十を第四十八条とする。

第四十二条の九中「経理装備局」を「整備計画局」に改め、同条を第四十七条とする。

第四十二条の八第一号及び第二号中「経理装備局」を「整備計画局」に改め、同条を第四十六条とする。

第四十二条の七を第四十五条とし、第四十二条の六を第四十四条とし、第四十二条の五を第四十三条とする。

第二百七条を第六十二条とし、同条の前に次の款名を付する。

#### 第二款 防衛監察本部

第二百八条を第六十三条とし、第二百九条を第六十四条とし、第二百十条を第六十五条とし、同

条の次に次の節名を付する。

#### 第六節 地方支分部局

第二百十一条を第百六十六条とする。

第二百十二条に次の一項を加える。

5 第三項の部のほか、北関東防衛局に装備部を置く。

第二百十二条を第百六十七条とし、第二百十三条を第百六十八条とする。

第二百十七条中「、技術研究本部、技術研究本部の試験場、装備施設本部」を削り、同条を第二百二十五条とする。

第二百十六条中「第三十九条」を「第四十一条」に改め、同条を第二百二十四条とする。

第二百十五条中「第二十二条第八号」を「第二十二条第九号」に改め、「、開発官」を削り、同条を第二百二十三条とする。

第七章を第三章とする。

第二百十四条を第百六十九条とし、同条の次に次の一章を加える。

## 第二章 防衛装備庁

### 第一節 特別な職

#### (防衛技監)

第一百七十条 防衛装備庁に、防衛技監一人を置く。

2 防衛技監は、命を受けて、防衛装備庁の所掌事務に係る技術を統理する。

### 第二節 内部部局

第一款 長官官房及び部の設置等

#### (長官官房及び部の設置)

第一百七十一条 防衛装備庁に、長官官房及び次の五部を置く。

装備政策部

プロジェクト管理部

技術戦略部

調達管理部

## 調達事業部

### (長官官房の所掌事務)

第七百七十二条 長官官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関する事。
- 二 長官の官印及び庁印の保管に関する事。
- 三 法令案その他の公文書類の審査に関する事。
- 四 公文書類の接受、發送、編集及び保存に関する事。
- 五 防衛装備庁の保有する情報の公開に関する事。
- 六 防衛装備庁の保有する個人情報の保護に関する事。
- 七 防衛装備庁の所掌事務に関する総合調整に関する事。
- 八 防衛装備庁の機構及び定員に関する事。
- 九 防衛装備庁の情報システムの整備及び管理に関する事。
- 十 広報に関する事。

- 十一 渉外に關すること。
- 十二 防衛裝備庁の所掌事務に關する訴訟、損失補償及び損害賠償に關すること。
- 十三 防衛裝備庁の職員の任免、給与、分限、懲戒、服務、規律その他の人事に關すること。
- 十四 礼式、表彰及び服制に關すること。
- 十五 防衛裝備庁の職員の補充に關すること。
- 十六 防衛裝備庁の職員の福利厚生に關すること。
- 十七 防衛裝備庁の職員教育訓練に關すること。
- 十八 防衛裝備庁の職員保健衛生に關すること。
- 十九 防衛裝備庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び會計並びに會計の監査に關すること。
- 二十 防衛裝備庁所属の行政財産及び物品の管理に關すること（技術戦略部の所掌に属するものを除く）。
- 二十一 東日本大震災復興特別會計に属する行政財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち防衛裝備庁の所掌に係るものに関すること。

二十二 防衛装備庁の職員の職務執行における法令の遵守その他の職務遂行の適正を確保するための監察に関すること。

二十三 装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する業務（防衛装備庁の所掌に属するものに限る。）の監査に関すること。

二十四 防衛装備庁の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

二十五 装備品等の考案、設計及び試作に関すること。

二十六 防衛調達審議会の庶務に関すること。

二十七 前各号に掲げるもののほか、防衛装備庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（装備政策部の所掌事務）

第七十三条 装備政策部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

二 装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する制度の総合調整に関すること。

三 装備品等の補給及び管理に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。

四 秘密の保全に関すること。

五 防衛装備庁の所掌事務に係る国際協力に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。

(プロジェクト管理部の所掌事務)

第七百七十四条 プロジェクト管理部は、装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに当該装備品等に関する役務の調達に関する一連の事務を総合的、効果的かつ効率的に実施するための方針及び計画の策定並びに関係事務の管理及び調整（以下「プロジェクト管理」という。）に関する事務をつかさどる。

(技術戦略部の所掌事務)

第七百七十五条 技術戦略部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 装備品等の研究開発に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術に関する制度及び総合的な政策の企画及び立案に関すること。

三 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術に関する資料及び情報の収集、整理、分析、管理及び提供に

関すること。



- 四 装備品等の研究開発に関する計画の作成及び管理に関すること。
- 五 装備品等についての統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関その他の機関に対する専門的かつ技術的な協力及び助言に関すること。
- 六 装備品等の研究開発の評価に関すること。
- 七 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術についての研究の委託に関すること。
- 八 装備品等に関する知的財産の管理に関すること。
- 九 装備品等に関する規格の制定に関すること。
- 十 装備品等の研究開発に関連する技術的調査研究、設計、試作及び試験の委託に基づく実施に関すること。
- 十一 防衛装備庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち科学技術に係るものの総括に関すること。
- 十二 航空装備研究所、陸上装備研究所、艦艇装備研究所、電子装備研究所、先進技術推進センター、札幌試験場、下北試験場及び岐阜試験場の管理及び運営一般に関すること。

(調達管理部の所掌事務)

第七百七十六条 調達管理部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 装備品等及び役務の調達に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二 装備品等及び役務の調達に係る入札及び契約の適正化に関すること。
- 三 装備品等及び役務の調達に関する業務の総括に関すること（調達事業部の所掌に属するものを除く）。
- 四 装備品等及び役務の調達に関する業務に伴う苦情の処理に関すること。
- 五 装備品等の標準化の促進に関すること。
- 六 装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成に関し必要な原価その他の共通的な情報の収集及び基準の設定に関すること。
- 七 装備品等及び役務の調達に関し必要な企業の調査の実施に関すること。

(調達事業部の所掌事務)

第七百七十七条 調達事業部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 装備品等及び役務に関する業態調査に関すること。
- 二 装備品等及び役務に関する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関すること。
- 三 装備品等及び役務に関する契約の履行の促進に関すること。
- 四 装備品等及び役務に関する契約に伴う証明に関すること。
- 五 装備品等の調達に関する仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に関すること。
- 六 装備品等及び役務の調達に関する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。
- 七 装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関すること（調達管理部の所掌に属するものを除く。）。
- 八 装備品等及び役務の調達に関する業務の連絡調整に関すること。
- 九 装備品等及び役務に関し、地方防衛局が行う検査（監督を含む。以下同じ。）その他の契約の履行に関する業務（契約の履行の促進に関する業務を除く。以下「検査等」という。）の総括に関すること。
- 十 装備品等及び役務の検査の実施に関すること。

十一 装備品等の調達品の品質試験に関すること。

(装備官及び審議官)

第一百七十八条 長官官房に、装備官四人及び審議官一人を置く。

2 装備官は、命を受けて、防衛装備庁の所掌事務に関する重要事項（装備品等の開発その他の装備品等及び役務に関する専門的かつ技術的なものに限る。）についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

3 審議官は、命を受けて、防衛装備庁の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

(プロジェクト管理総括官、革新技术戦略官及び調達総括官)

第一百七十九条 プロジェクト管理部にプロジェクト管理総括官三人を、技術戦略部に革新技术戦略官一人を、調達事業部に調達総括官二人を置く。

2 プロジェクト管理総括官は、命を受けて、プロジェクト管理部の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

3 革新技術戦略官は、命を受けて、技術戦略部の所掌事務に関する革新的な技術に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

4 調達総括官は、命を受けて、調達事業部の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

## 第二款 課の設置等

### 第一目 長官官房

(長官官房に置く課長に準ずる職)

第一百八十条 長官官房に、総務官一人、人事官一人、会計官一人、監察監査・評価官一人、装備開発官四人及び艦船設計官一人を置く。

(総務官の職務)

第一百八十一条 総務官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 長官の官印及び庁印の保管に関すること。

- 三 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。
- 四 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 五 防衛装備庁の保有する情報の公開に関すること。
- 六 防衛装備庁の保有する個人情報保護に関すること。
- 七 防衛装備庁の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 八 防衛装備庁の機構及び定員に関すること。
- 九 防衛装備庁の事務能率の増進に関すること。
- 十 防衛装備庁の情報システムの整備及び管理に関すること。
- 十一 防衛装備庁の所掌事務に係る統計に関する事務の総括に関すること。
- 十二 広報に関すること。
- 十三 渉外に関すること。
- 十四 防衛装備庁の所掌事務に関する官報掲載に関すること。
- 十五 防衛装備庁の所掌事務に関する訴訟、損失補償及び損害賠償に関すること。

十六 前各号に掲げるもののほか、防衛装備庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(人事官の職務)

第八十二条 人事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛装備庁の職員の任免、給与、分限、懲戒、服務、規律その他の人事に関する事。
- 二 礼式、表彰及び服制に関する事。
- 三 防衛装備庁の職員の補充に関する事。
- 四 防衛装備庁の職員の福利厚生に関する事。
- 五 防衛装備庁の職員に貸与する宿舎に関する事。
- 六 恩給に関する連絡事務に関する事。
- 七 防衛装備庁の職員の教育訓練に関する事。
- 八 防衛装備庁の職員の保健衛生に関する事。

(会計官の職務)

第八十三条 会計官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛装備庁の所掌に係る経費及び収入の予算及び会計に関すること（監察監査・評価官の所掌に属するものを除く。）。

二 防衛装備庁の所掌に係る経費及び収入の決算の作成に関すること。

三 防衛装備庁所属の行政財産及び物品の管理に関すること（技術戦略部の所掌に属するものを除く。）。

四 東日本大震災復興特別会計に属する行政財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち防衛装備庁の所掌に係るものに関すること。

五 防衛装備庁所属の建築物の営繕に関すること。

（監察監査・評価官の職務）

第八十四条 監察監査・評価官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛装備庁の職員の職務執行における法令の遵守その他の職務遂行の適正を確保するための監察に関すること。

二 防衛装備庁の所掌に係る経費及び収入の決算（会計官の所掌に属するものを除く。）及び会計の監



査に關すること。

三 裝備品等及び役務の調達に關する審査に關すること。

四 裝備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に關する業務（防衛裝備庁の所掌に屬するものに限る。）の監査に關すること。

五 防衛裝備庁の所掌事務に關する政策の評価に關すること。

六 防衛調達審議會の庶務に關すること。

#### （裝備開発官の職務）

第八十五条 裝備開発官は、命を受けて、裝備品等（船舶を除く。）の考案及び試作に關する事務を分掌する。

#### （艦船設計官の職務）

第八十六条 艦船設計官は、船舶の考案及び設計に關する事務をつかさどる。

### 第二目 裝備政策部

（裝備政策部に置く課等）

第八十七條 裝備政策部に、次の二課及び裝備制度管理官一人を置く。

裝備政策課

國際裝備課

(裝備政策課の所掌事務)

第八十八條 裝備政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 裝備政策部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 裝備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。
- 三 裝備政策部の所掌事務に必要な情報の収集、整理及び分析に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、裝備政策部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(國際裝備課の所掌事務)

第八十九條 國際裝備課は、防衛裝備庁の所掌事務に係る國際協力に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

(装備制度管理官の職務)

第一百九十条 装備制度管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する制度の総合調整に関すること。
- 二 装備品等の補給及び管理に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 三 秘密の保全に関すること。

第三目 プロジェクト管理部

(プロジェクト管理部に置く課長に準ずる職)

第一百九十一条 プロジェクト管理部に、事業計画官一人、統合装備計画官一人、事業監理官三人及び装備技術官三人を置く。

(事業計画官の職務)

第一百九十二条 事業計画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 プロジェクト管理部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 プロジェクト管理に関する制度に関すること。

三 プロジェクト管理に関する研究改善に関すること。

四 前号に掲げるもののほか、プロジェクト管理部の所掌事務に必要な資料及び情報の収集、整理及び分析に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、プロジェクト管理部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(統合装備計画官の職務)

第百九十三条 統合装備計画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 プロジェクト管理（誘導武器及びこれに付随する器材その他陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊のうち二以上の自衛隊において共通して使用される装備品等に係るものに限る。）の実施に関すること（事業計画官及び装備技術官の所掌に属するものを除く。）。

二 プロジェクト管理の実施に関する事務の総括に関すること。

(事業監理官の職務)

第百九十四条 事業監理官は、命を受けて、プロジェクト管理（前条第一号に規定するものを除く。）の

実施に関する事務（事業計画官及び装備技術官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

（装備技術官の職務）

第百九十五条 装備技術官は、命を受けて、プロジェクト管理部の所掌事務に係る技術に関する事務を分掌する。

第四目 技術戦略部

（技術戦略部に置く課等）

第百九十六条 技術戦略部に、技術戦略課並びに技術計画官一人及び技術振興官一人を置く。

（技術戦略課の所掌事務）

第百九十七条 技術戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 技術戦略部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 装備品等の研究開発に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 三 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術に関する制度及び総合的な政策の企画及び立案に関すること（技術振興官の所掌に属するものを除く。）。

- 四 技術戦略部の所掌事務に係る制度に関する事務の総括に関すること。
- 五 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術に関する資料及び情報の収集、整理及び分析に関すること。
- 六 防衛装備庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち科学技術に係るものの総括に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、技術戦略部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(技術計画官の職務)

第百九十八条 技術計画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 装備品等の研究開発に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 二 装備品等の研究開発に関する計画の作成及び管理に関すること。
- 三 装備品等についての統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関その他の機関に対する専門的かつ技術的な協力及び助言に関すること。
- 四 装備品等の研究開発の評価に関すること。
- 五 装備品等の研究開発に関連する技術的調査研究、設計、試作及び試験の委託に基づく実施に関する

六 航空装備研究所、陸上装備研究所、艦艇装備研究所、電子装備研究所、先進技術推進センター、札幌試験場、下北試験場及び岐阜試験場の管理及び運営一般に関すること。

(技術振興官の職務)

第百九十九条 技術振興官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術の振興に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術についての研究の委託に関すること。

三 装備品等に関する知的財産の管理に関すること。

四 装備品等に関する規格の制定に関すること。

五 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術に関する資料及び情報の管理及び提供に関すること。

第五目 調達管理部

(調達管理部に置く課等)

第二百条 調達管理部に、調達企画課並びに原価管理官一人及び企業調査官一人を置く。

(調達企画課の所掌事務)

第二百一条 調達企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 調達管理部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 装備品等及び役務の調達に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること（原価管理官及び企業調査官の所掌に属するものを除く。）。
- 三 装備品等及び役務の調達に係る入札及び契約の適正化に関すること。
- 四 装備品等及び役務の調達に関する業務の総括に関すること（調達事業部並びに原価管理官及び企業調査官の所掌に属するものを除く。）。
- 五 装備品等及び役務の調達に関する業務に伴う苦情の処理に関すること。
- 六 装備品等の標準化の促進に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、調達管理部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(原価管理官の職務)

第二百二条 原価管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。



一 装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること（企業調査官の所掌に属するものを除く）。

二 装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関する業務の総括に関すること。

三 装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成に関し必要な原価その他の共通的な情報の収集及び基準の設定に関すること。

（企業調査官の職務）

第二百三条 企業調査官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成に関する企業における経理の適正性の調査に関すること。

二 装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成に関し必要な企業における生産活動の効率性の調査に関すること。

三 装備品等及び役務の調達に関する原価監査に関する共通的な事項の調査に関すること。

四 装備品等及び役務の調達に関する検査その他の契約の履行（契約の履行の促進に関するものを除く。）に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。

五 装備品等及び役務の調達に関する検査等の総括に関すること（調達事業部の所掌に属するものを除く。）。

#### 第六目 調達事業部

（調達事業部に置く課長に準ずる職）

第二百四条 調達事業部に、需品調達官一人、武器調達官一人、電子音響調達官一人、艦船調達官一人、

通信電気調達官一人、航空機調達官一人及び輸入調達官一人を置く。

（需品調達官の職務）

第二百五条 需品調達官は、次に掲げる事務（輸入調達官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 調達事業部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 食糧その他の需品、施設器材、原動機、工作機械、光学器材、気象器材その他の一般用機器、車両

(装甲車両を除く。)、航海器材、港用品、掃海器材及び舟艇器材並びにこれらに付随する器材(以下この条において「需品等」という。)並びに需品等に関する役務並びに輸送の役務に関する業態調査に関すること。

三 需品等及び需品等に関する役務並びに輸送の役務に関する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関すること。

四 需品等及び需品等に関する役務並びに輸送の役務に関する契約の履行の促進に関すること。

五 需品等及び需品等に関する役務並びに輸送の役務に関する契約に伴う証明に関すること。

六 需品等の調達に関する仕様書(防衛大臣の定めるものに限る。)の作成に関すること。

七 需品等及び需品等に関する役務並びに輸送の役務の調達に関する仕様書(前号に規定するものを除

く。)の検討に関すること。

八 需品等及び需品等に関する役務並びに輸送の役務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関すること(調達管理部の所掌に属するものを除く。)

九 需品等及び需品等に関する役務並びに輸送の役務の調達に関する業務の連絡調整に関すること。

十 需品等及び需品等に関する役務に関し、地方防衛局が行う検査等の総括に関すること。

十一 需品等の試作品及び輸送の役務の検査の実施に関すること。

十二 需品等の調達品の品質試験に関すること。

十三 前各号に掲げるもののほか、調達事業部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(武器調達官の職務)

第二百六条 武器調達官は、次に掲げる事務（輸入調達官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 火器、弾火薬類（魚雷を除く。）、化学器材及び装甲車両並びにこれらに付随する器材（以下この条において「武器等」という。）並びに武器等に関する役務に関する業態調査に関すること。

二 武器等及び武器等に関する役務に関する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関すること。

三 武器等及び武器等に関する役務に関する契約の履行の促進に関すること。

四 武器等及び武器等に関する役務に関する契約に伴う証明に関すること。

五 武器等の調達に関する仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に関すること。

六 武器等及び武器等に関する役務の調達に関する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。

七 武器等及び武器等に関する役務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関すること（調達管理部の所掌に属するものを除く。）。

八 武器等及び武器等に関する役務の調達に関する業務の連絡調整に関すること。

九 武器等及び武器等に関する役務に関し、地方防衛局が行う検査等の総括に関すること。

十 武器等の試作品の検査の実施に関すること。

十一 武器等の調達品の品質試験に関すること。

（電子音響調達官の職務）

第二百七条 電子音響調達官は、次に掲げる事務（輸入調達官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 電波器材、磁気器材、音響器材、誘導武器及び魚雷並びにこれらに付随する器材（以下この条において「電波器材等」という。）並びに電波器材等に関する役務に関する業態調査に関すること。

二 電波器材等及び電波器材等に関する役務に関する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関すること。

三 電波器材等及び電波器材等に関する役務に関する契約の履行の促進に関すること。

四 電波器材等及び電波器材等に関する役務に関する契約に伴う証明に関すること。

五 電波器材等の調達に関する仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に関すること。

六 電波器材等及び電波器材等に関する役務の調達に関する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。

七 電波器材等及び電波器材等に関する役務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関すること（調達管理部の所掌に属するものを除く。）。

八 電波器材等及び電波器材等に関する役務の調達に関する業務の連絡調整に関すること。

九 電波器材等及び電波器材等に関する役務に関し、地方防衛局が行う検査等の総括に関すること。

十 電波器材等の試作品の検査の実施に関すること。

十一 電波器材等の調達品の品質試験に関すること。

(艦船調達官の職務)

第二百八条 艦船調達官は、次に掲げる事務（輸入調達官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 船舶及び船舶用機関（船舶用補機を含む。）並びにこれらに付随する器材（以下この条において「船舶等」という。）並びに船舶等に関する役務に関する業態調査に関すること。

二 船舶等及び船舶等に関する役務に関する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関すること。

三 船舶等及び船舶等に関する役務に関する契約の履行の促進に関すること。

四 船舶等及び船舶等に関する役務に関する契約に伴う証明に関すること。

五 船舶等の調達に関する仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に関すること。

六 船舶等及び船舶等に関する役務の調達に関する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。

七 船舶等及び船舶等に関する役務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関すること（調達管理部の所掌に属するものを除く。）。

- 八 船舶等及び船舶等に関する役務の調達に関する業務の連絡調整に関すること。
- 九 船舶等及び船舶等に関する役務に関し、地方防衛局が行う検査等の総括に関すること。
- 十 船舶等の試作品の検査の実施に関すること。
- 十一 船舶等の調達品の品質試験に関すること。

(通信電気調達官の職務)

第二百九条 通信電気調達官は、次に掲げる事務（需品調達官、武器調達官、電子音響調達官、艦船調達官、航空機調達官及び輸入調達官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 一 通信器材、電気器材及び電子計算機並びにこれらに付随する器材（以下この条において「通信器材等」という。）並びに通信器材等に関する役務その他の役務に関する業態調査に関すること。
- 二 通信器材等及び通信器材等に関する役務その他の役務に関する契約の相手方及び契約方法の決定その他の契約の締結に関すること。
- 三 通信器材等及び通信器材等に関する役務その他の役務に関する契約の履行の促進に関すること。
- 四 通信器材等及び通信器材等に関する役務その他の役務に関する契約に伴う証明に関すること。



- 五 通信器材等の調達に関する仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に関すること。
- 六 通信器材等及び通信器材等に関する役務その他の役務の調達に関する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。
- 七 通信器材等及び通信器材等に関する役務その他の役務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関すること（調達管理部の所掌に属するものを除く。）。
- 八 通信器材等及び通信器材等に関する役務その他の役務の調達に関する業務の連絡調整に関すること。
- 九 通信器材等及び通信器材等に関する役務その他の役務に関し、地方防衛局が行う検査等の総括に関すること。
- 十 通信器材等の試作品の検査の実施に関すること。
- 十一 通信器材等の調達品の品質試験に関すること。

（航空機調達官の職務）

- 第二百十条 航空機調達官は、次に掲げる事務（輸入調達官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
- 一 航空機及び航空機用機器並びにこれらに付随する器材（以下この条において「航空機等」という。）

- 一 並びに航空機等に関する役務に関する業態調査に関すること。
- 二 航空機等及び航空機等に関する役務に関する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関すること。
- 三 航空機等及び航空機等に関する役務に関する契約の履行の促進に関すること。
- 四 航空機等及び航空機等に関する役務に関する契約に伴う証明に関すること。
- 五 航空機等の調達に関する仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に関すること。
- 六 航空機等及び航空機等に関する役務の調達に関する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。
- 七 航空機等及び航空機等に関する役務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関すること（調達管理部の所掌に属するものを除く。）。
- 八 航空機等及び航空機等に関する役務の調達に関する業務の連絡調整に関すること。
- 九 航空機等及び航空機等に関する役務に関し、地方防衛局が行う検査等の総括に関すること。
- 十 航空機等の試作品の検査の実施に関すること。

十一 航空機等の調達品の品質試験に関すること。

(輸入調達官の職務)

第二百十一条 輸入調達官は、装備品等及び役務の外国からの調達（相互防衛援助協定第一条第一項の規定に基づきアメリカ合衆国から供与を受けるものにあつては、有償で供与を受けるもの（以下この条において「有償援助調達」という。）に限る。）並びに装備品等の輸入に伴う役務（同項の規定に基づきアメリカ合衆国から供与を受けるものを除く。）の調達に関する次に掲げる事務（有償援助調達にあつては、第一号から第四号まで、第七号及び第十号に掲げるものに限る。）をつかさどる。

- 一 業態調査に関すること。
- 二 契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関すること。
- 三 契約の履行の促進に関すること。
- 四 契約に伴う証明に関すること。
- 五 仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に関すること。
- 六 仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。

- 七 予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関すること（調達管理部の所掌に属するものを除く。）。
- 八 連絡調整に関すること。
- 九 地方防衛局が行う検査等の総括に関すること。
- 十 検査の実施に関すること。
- 十一 品質試験に関すること。

### 第三節 審議会等

#### （防衛調達審議会）

第二百十二条 防衛装備庁に、防衛調達審議会を置く。

2 防衛調達審議会は、防衛調達（装備品等及び役務の調達をいう。以下この項において同じ。）に関する規則及び防衛調達の実施に関する計画について調査審議し、並びにこれらに関し、必要に応じ、防衛装備庁長官に対して意見を述べる。

3 前項に定めるもののほか、防衛調達審議会に関し必要な事項については、防衛調達審議会令（平成十

二年政令第二百六十二号)の定めるところによる。

#### 第四節 施設等機関

(設置)

第二百十三条 防衛装備庁に、次の施設等機関を置く。

航空装備研究所

陸上装備研究所

艦艇装備研究所

電子装備研究所

先進技術推進センター

札幌試験場

下北試験場

岐阜試験場

(航空装備研究所)

第二百十四条 航空装備研究所は、航空機及び航空機用機器並びに誘導武器についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務（陸上装備研究所及び先進技術推進センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

2 防衛大臣は、航空装備研究所の所掌業務の一部を分掌させるため、所要の地に、航空装備研究所の支所を設けることができる。

3 航空装備研究所の位置及び内部組織並びに支所の名称、位置、所掌業務及び内部組織は、防衛省令で定める。

（陸上装備研究所）

第二百十五条 陸上装備研究所は、次に掲げる業務をつかさどる。

一 火器及び弾火薬類、施設器材並びに車両及び車両用機器についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること（先進技術推進センターの所掌に属するものを除く。）。

二 装備品等の耐弾材料及び耐弾構造についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること。

2 陸上装備研究所の位置及び内部組織は、防衛省令で定める。

(艦艇装備研究所)

第二百十六条 艦艇装備研究所は、船舶及び船舶用機器並びに水中武器、音響器材、磁気器材及び掃海器材についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務（陸上装備研究所及び先進技術推進センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

2 防衛大臣は、艦艇装備研究所の所掌業務の一部を分掌させるため、所要の地に、艦艇装備研究所の支所を設けることができる。

3 艦艇装備研究所の位置及び内部組織並びに支所の名称、位置、所掌業務及び内部組織は、防衛省令で定める。

(電子装備研究所)

第二百十七条 電子装備研究所は、通信器材、電波器材、電子計算機、電気器材及び光波器材についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務（陸上装備研究所及び先進技術推進センターの所掌に属するものを除く。）並びに防衛装備庁の所掌事務に関する数理研究に関する業務

をつかさどる。

2 防衛大臣は、電子装備研究所の所掌業務の一部を分掌させるため、所要の地に、電子装備研究所の支所を設けることができる。

3 電子装備研究所の位置及び内部組織並びに支所の名称、位置、所掌業務及び内部組織は、防衛省令で定める。

(先進技術推進センター)

第二百十八条 先進技術推進センターは、次に掲げる業務をつかさどる。

一 シミュレーション技術（装備品等に共通して必要とされるものに限る。）、ロボット技術並びに放射線、生物剤及び化学剤に対処するための技術に係る考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること。

二 装備品等についての人間工学に係る考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、装備品等の開発に応用される先進技術に係る考案及び調査研究に関する



ること。

四 理化学器材、衛生資材及び個人装具についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に關すること。

五 装備品等についての自衛隊において必要とされる科学的調査研究に關すること。

2 先進技術推進センターの位置及び内部組織は、防衛省令で定める。

(研究所及び先進技術推進センターの所掌業務の特例)

第二百十九条 防衛装備庁長官は、特に必要があると認めるときは、第二百十四条から前条までの規定にかかわらず、防衛大臣の承認を得て、臨時に、航空装備研究所、陸上装備研究所、艦艇装備研究所及び電子装備研究所(以下この条において「研究所」という。)に他の研究所又は先進技術推進センターの所掌業務の一部を、先進技術推進センターに研究所の所掌業務の一部をつかさどらせることができる。

(札幌試験場)

第二百二十条 札幌試験場は、次に掲げる業務をつかさどる。

一 走行その他の方法による寒冷地、積雪地及びぬかるみにおける車両その他の装備品等の性能に關す

る試験を行うこと。

二 航空機用原動機及び誘導武器用原動機の性能に関する試験を行うこと。

三 航空機及び誘導武器の機体並びに弾火薬類の空気力学試験を行うこと。

2 札幌試験場の位置及び内部組織は、防衛省令で定める。

(下北試験場)

第二百二十一条 下北試験場は、射撃その他火薬類を使用する方法による火器及び弾火薬類の性能に関する試験を行うことをつかさどる。

2 下北試験場の位置及び内部組織は、防衛省令で定める。

(岐阜試験場)

第二百二十二条 岐阜試験場は、次に掲げる業務をつかさどる。

一 航空機及び航空機用機器の性能に関する試験（札幌試験場の所掌に属するものを除く。）を行うこと。

二 航空機を使用して行う航空機搭載誘導武器の性能に関する試験を行うこと。

2 岐阜試験場の位置及び内部組織は、防衛省令で定める。

附則第三項中「第九条の二各号」を「第九条各号」に改める。

附則第八項を削る。

附則第七項中「第十七条」を「第二十一条」に改め、同項を附則第八項とする。

附則第六項中「第十六条第二号中「日米防衛協力課」を「第十九条第二号中「及び他課」に、「地方協力局、日米防衛協力課」を「並びに地方協力局及び他課」に改め、同項を附則第七項とし、附則第五項の次に次の一項を加える。

（大臣官房会計課の所掌事務の特例）

6 大臣官房会計課は、第十五条各号に掲げる事務のほか、駐留軍再編特別措置法第四章の規定が効力を有する間、駐留軍再編特別措置法第十六条の規定による駐留軍再編促進金融業務に係る資金の貸付け及び出資並びに駐留軍再編特別措置法第二十一条第二項の規定による交付金の交付に関する事務をつかさどる。

附則第九項中「第四十二条の三各号」を「第四十一条各号」に改める。

附則第十項中「第四十二条の五各号」を「第四十三条各号」に改める。

附則第十一項中「第四十二条の八各号」を「第四十六条各号」に改める。

附則第十二項中「第四十二条の十」を「第四十八条」に改める。

附則第十三項中「第四十二条の十一」を「第四十九条」に改める。

(自衛隊法施行令の一部改正)

第二条 自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「防衛省」を「防衛省本省」に改め、「防衛調達審議会」を削り、同条に次の一項を加える。

3 法第二条第一項に規定する政令で定める防衛装備庁の合議制の機関は、防衛調達審議会とする。

第一条の三中「、技術研究本部、装備施設本部」を削る。

第二条第四項中「又は法」を「、法」に改め、「機関」の下に「又は防衛装備庁の施設等機関」を加える。

第三十九条中「とおりとする」を「とおりとし、これらの各補給処、次条の海上自衛隊の補給処及び第

四十条の航空自衛隊の補給処相互間の所掌事務の区分については、防衛大臣が定めるものとする」に改め、ただし書を削る。

第三十九条の二ただし書及び第四十条ただし書を削る。

第五十一条の五の見出しを「（事務次官若しくは防衛審議官、防衛省本省の官房長、局長若しくは次長又は防衛装備庁長官若しくは防衛装備庁の部長の官職に準ずる官職）」に改め、同条第二号を次のように改める。

## 二 施設監

第五十一条の五第四号を次のように改める。

## 四 防衛省本省の審議官

第五十一条の五に次の三号を加える。

## 五 防衛技監

## 六 装備官

## 七 防衛装備庁の審議官

第五十一条の六中第十号を第三十六号とし、第九号を第十号とし、同号の次に次の二十五号を加える。

十一 プロジェクト管理総括官

十二 革新技術戦略官

十三 調達総括官

十四 総務官

十五 人事官

十六 会計官

十七 監察監査・評価官

十八 装備開発官

十九 艦船設計官

二十 装備制度管理官

二十一 事業計画官

二十二 統合装備計画官

- 二十三 事業監理官
- 二十四 裝備技術官
- 二十五 技術計画官
- 二十六 技術振興官
- 二十七 原価管理官
- 二十八 企業調査官
- 二十九 需品調達官
- 三十 武器調達官
- 三十一 電子音響調達官
- 三十二 艦船調達官
- 三十三 通信電気調達官
- 三十四 航空機調達官
- 三十五 輸入調達官

第五十一条の六中第八号を第九号とし、第六号及び第七号を削り、第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 施設整備官

五 提供施設計画官

六 施設技術管理官

第五十一条の八第二項中「防衛大臣」の下に「及び防衛装備庁長官」を加える。

第五十一条の九第一項中「防衛大臣」の下に「又は防衛装備庁長官」を加える。

第五十九条の四中第四号を削り、第五号を第四号とし、同条に次の二号を加える。

五 防衛装備庁長官 六十二年

六 防衛技監 六十二年

第五十九条の五第二項ただし書中「防衛大臣」の下に「（防衛装備庁の職員である隊員（幹部隊員を除く。）にあつては、防衛装備庁長官）」を加える。

第八十七条の六中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号を第八号とし、同条に次の一



号を加える。

## 九 防衛装備庁

第八十七条の十五第一号中「防衛省」を「防衛省本省若しくは防衛装備庁」に改める。

第八十七条の十六の見出し中「又は局長」を「防衛省本省の局長又は防衛装備庁長官」に改め、同条中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、同条に次の一号を加える。

八 防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十七年政令第三百三十四号）第一条の規定による改正前の防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十九号）

以下この号において「旧防衛省組織令」という。）第百五十六条第一項に規定する技術研究本部長及び旧防衛省組織令第百八十三条第一項に規定する装備施設本部長

第八十七条の十八（見出しを含む。）中「防衛省」の下に「又は防衛装備庁」を加える。

第八十七条の三十第三号中「防衛省に」を「防衛省本省若しくは防衛装備庁に」に改める。

第八十七条の三十六第二項第二号中「防衛省」を「防衛省本省若しくは防衛装備庁」に改める。

附則第八項中「防衛省」を「防衛省本省」に改める。

(自衛隊員倫理規程の一部改正)

第三条 自衛隊員倫理規程(平成十二年政令第百七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書中「防衛大臣」の下に「又は防衛装備庁長官」を加え、同項第三号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第四条第二項中「第十三条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

第六条第二号中「防衛省又は」を「防衛省本省若しくは防衛装備庁又は」に、「防衛省及び」を「防衛省本省及び防衛装備庁並びに」に改める。

第七条第二項中「防衛省」を「当該自衛隊員の属する防衛省本省若しくは防衛装備庁」に改め、「自己若しくは」の下に「自己の属する防衛省本省若しくは防衛装備庁の」を加え、「隠ぺいして」を「隠蔽して」に改める。

第十一条第二項第二号中「防衛省」を「当該自衛隊員が属する防衛省本省又は防衛装備庁」に改める。

第十二条中「第六条第二項、第七条第二項又は第八条第三項」を「第六条第三項、第七条第三項又は第八条第四項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第六条第二項、第七条第二項又は第八条第三項の規定による防衛装備庁長官からの送付は、それぞれの提出期限の翌日から起算して三十日以内になければならない。

第十三条第二項及び第三項中「防衛大臣」の下に「又は防衛装備庁長官」を加える。

第十四条（見出しを含む。）中「防衛大臣」の下に「及び防衛装備庁長官」を加える。

第十五条第一項第一号中「自衛隊員」を「その属する防衛省本省又は防衛装備庁の自衛隊員」に改め、同項第二号中「自衛隊員が」を「その属する防衛省本省又は防衛装備庁の自衛隊員が」に改め、同項第三号中「防衛大臣」の下に「又は防衛装備庁長官」を加え、同条第二項中「倫理監督官は、」の下に「その属する防衛省本省又は防衛装備庁の」を加える。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第四条 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第七項中「技術研究本部又は防衛省の内部部局及び技術研究本部以外の機関並びに」を「防衛装備庁の施設等機関又は防衛省本省（以下「本省」という。）の内部部局及び機関、」に改め、「部隊及び

機関」の下に「並びに防衛装備庁の内部部局」を加え、同条第十項中「防衛省」を「本省」に改め、同条第十二項中「、技術研究本部長、装備施設本部長」を削り、「防衛監察監」の下に「、防衛装備庁長官」を加える。

第七条第二号中「取消」を「取消し」に改め、同条第三号中「受けた者」の下に「（防衛装備庁の職員（自衛隊法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部隊員及び自衛官を除く。）にあつては、防衛装備庁長官又はその委任を受けた者）」を加える。

第八条の四第一項中「防衛省内部部局」を「本省の内部部局」に改め、「除く。」の下に「及び防衛装備庁の内部部局」を加える。

第十四条第二項第六号及び第十七条の四第一項第三号中「防衛省」を「本省」に改める。

別表第三防衛省内部部局の項中「防衛省内部部局」を「本省内部部局」に、「技術監」を「施設監」に

「訟務管理官

施設整備官

「衛生官

、「訟務管理官」を

提供施設計画官

に、

技術計画官 を「衛生官」に改め、同表統合幕僚監部の項

施設技術管理官」

施設技術官」

「統合幕僚副長

「課長

「警

中「統合幕僚副長」を

に、「課長」を

に改め、同表陸上幕僚監部の項中

総括官

参事官」

開

務管理官

を「警務管理官」に改め、同表技術研究本部内部部局の項、技術研究本部の研究所の項、先進

発官

技術推進センターの項、技術研究本部の試験場の項及び装備施設本部の項を削り、同表地方防衛局の項の次に次のように加える。

防衛技監

部長

装備官

審議官

プロジェクト管理総括官

革新技術戦略官

---

防衛装備庁内部部局

---

調達総括官

総務官

人事官

会計官

監察監査・評価官

艦船設計官

課長

装備制度管理官

事業計画官

統合装備計画官

事業監理官

装備技術官

技術計画官

海上幕僚監部、航空幕僚監部、自衛隊の部隊及び機関、情報本部、技術研究本部、装備施設本部、防衛監  
 別表第三防衛省内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、

	<p>技術振興官                  原価管理官                  企業調査官                  需品調達官                  武器調達官                  電子音響調達官                  艦船調達官                  通信電気調達官                  航空機調達官                  輸入調達官                  装備開発官</p>	<p>一二種</p>
--	---	------------

察本部並びに地方防衛局の項中「防衛省内部部局」を「本省内部部局」に、「技術研究本部、装備施設本部、防衛監察本部並びに地方防衛局」を「防衛監察本部、地方防衛局並びに防衛装備庁」に改める。

別表第六自衛隊の部隊及び機関（前項の官署を除く。）で防衛大臣の指定するものの項中「除く。」の下に「並びに情報本部、地方防衛局及び防衛装備庁の官署」を加える。

（航空機工業振興法施行令の一部改正）

第五条 航空機工業振興法施行令（昭和三十五年政令第二百九十四号）の一部を次のように改正する。

第一条各号を次のように改める。

- 一 防衛装備庁航空装備研究所
- 二 防衛装備庁陸上装備研究所

（行政機関職員定員令の一部改正）

第六条 行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表防衛省の項中「二一、一四六人」を「二一、一六一人」に、「二一、一一七人」を「二一、一三二人」に改め、同表合計の項中「二九六、三一六人」を「二九六、三三一人」に改める。



(防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部改正)

第七条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二号中「第百八十条に規定する試験場」を「第二百十三条に規定する札幌試験場、下北試験場及び岐阜試験場」に改める。

(国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令の一部改正)

第八条 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令(平成四年政令第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

「防衛省

別表中「防衛省」を

防衛装備庁」

に改める。

(国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令の一部改正)

第九条 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令(平成七年政令第四百三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項本文及び第七条中「防衛大臣」の下に「又は防衛装備庁長官」を加える。

(周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の關係行政機関を定める政令の一部改正)

第十条 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の關係行政機関を定める政令(平成十一年政令第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

二十八 防衛装備庁

(防衛調達審議会令の一部改正)

第十一条 防衛調達審議会令(平成十二年政令第二百六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「防衛大臣」を「防衛装備庁長官」に改める。

第七条中「防衛省経理装備局監査課」を「防衛装備庁長官官房監察監査・評価官」に改める。

(防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令の一部改正)

第十二条 防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令(平成十二年政令第三百八十八号)の一部を次

のように改正する。

第三条第二号口中「防衛省」を「国の機関（防衛省本省及び防衛装備庁をいう。以下同じ。）」に改める。

第四条第一号チ中「防衛省」を「職員として在職し、又は在職していた国の機関」に改め、同条第二号及び第三号中「防衛省」を「交流派遣予定職員が職員として在職し、又は在職していた国の機関」に改め、同条第五号中「防衛省」を「交流派遣をしようとする国の機関」に改める。

第九条第一号中「防衛省」を「交流派遣職員がその交流派遣前に職員として在職していた国の機関（以下この条において「派遣前の機関」という。）」に改め、同条第二号及び第三号中「防衛省」を「派遣前の機関」に改める。

第十四条第一号チ中「防衛省」を「交流採用予定機関（交流採用をすることを予定している国の機関をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同条第二号、第三号及び第五号中「防衛省」を「交流採用予定機関」に改める。

（防衛省と民間企業との間の交流基準を定める政令の一部改正）

第十三条 防衛省と民間企業との間の交流基準を定める政令（平成十二年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「、防衛省」を「、国の機関（防衛省本省及び防衛装備庁をいう。以下同じ。）」に、「おいて防衛省」を「おいて当該国の機関」に改め、同条第二項中「防衛省」を「交流派遣元機関（当該交流派遣職員が国と民間企業との間の人事交流に関する法律（以下この項及び第十条第二号において「法」という。）第二十四条第一項において準用する法第七条第一項の規定による交流派遣の際に在職していた国の機関をいう。）」に改め、同条第三項中「防衛省と」を「国の機関と」に、「防衛省に」を「当該国の機関に」に改める。

第五条第一項中「防衛省」を「職員として在職し、又は在職していた国の機関」に改め、同条第二項中「防衛省との」を「国の機関との」に、「防衛省に」を「当該国の機関に」に改める。

第八条第一項中「防衛省に」を「国の機関（交流派遣をしようとする日前に当該交流派遣予定職員が職員として在職し、又は在職していた国の機関に限る。）」に、「防衛省から」を「当該国の機関から」に改め、同条第二項中「防衛省に」を「国の機関（交流派遣をしようとする日前に当該交流派遣職員が職

員として在職していた国の機関に限る。）」に、「防衛省から」を「当該国の機関から」に改める。

第十条第二号中「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」を「法」に改め、同条第三号イ中「防衛省」を「交流採用機関（交流採用職員であつた者が在職していた国の機関をいう。以下この号において同じ。）」に改め、同号ロからニまでの規定中「防衛省」を「交流採用機関」に改める。

（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正）

第十四条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

三十一 防衛装備庁

（武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行令の一部改正）

第十五条 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行令（平成十六年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「防衛省」を「防衛省本省」に改める。

(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令の一部改正)

第十六条 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令(平成二十年政令第三百十四号)の一部を次のように改正する。

別表の四の項を次のように改める。

四	一 防衛装備庁航空装備研究所
	二 防衛装備庁陸上装備研究所
	三 防衛装備庁艦艇装備研究所
	四 防衛装備庁電子装備研究所
	五 防衛装備庁先進技術推進センター
	六 防衛装備庁札幌試験場
	七 防衛装備庁下北試験場

## 八 防衛装備庁岐阜試験場

(新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正)

第十七条 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成二十五年政令第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

三十 防衛装備庁

(幹部職員の任用等に関する政令の一部改正)

第十八条 幹部職員の任用等に関する政令(平成二十六年政令第百九十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改める。

(特定秘密の保護に関する法律施行令の一部改正)

第十九条 特定秘密の保護に関する法律施行令(平成二十六年政令第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「防衛大臣」の下に「及び防衛装備庁長官」を加える。

## 附 則

(施行期日)

1 この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年十月一日）から施行する。  
(防衛調達審議会に関する経過措置)

2 この政令の施行の際現に従前の防衛省の防衛調達審議会（以下「旧防衛調達審議会」という。）の委員である者は、この政令の施行の日に、第十一条の規定による改正後の防衛調達審議会令（以下「新防衛調達審議会令」という。）第二条の規定により防衛装備庁の防衛調達審議会（次項において「新防衛調達審議会」という。）の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新防衛調達審議会令第三条第一項の規定にかかわらず、同日における旧防衛調達審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この政令の施行の際現に旧防衛調達審議会の会長である者は、この政令の施行の日に、新防衛調達審議会令第四条第一項の規定により新防衛調達審議会の会長として選任されたものとみなす。



## 理由

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、及び行政事務の円滑な遂行を図るため、防衛省本省の内部部局、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部の組織の再編等を行うほか、防衛装備庁に防衛技監を置くとともに、防衛装備庁の内部部局として、長官官房及び所要の部並びに所要の課等を設置し、これらの所掌事務を定める等防衛省組織令その他の関係政令の規定の整備等を行う必要があるからである。